

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料を定めるとともに、近年老朽化が進んだ機器を条例から削除する。

二 内容

(一) 次の二点を条例に追加する。

- ・デジタルマイクロスコープ 一時間 五四〇円
- ・誘電特性評価システム 一時間 五七〇円

(二) 次の九点を条例から削除する。

- ・イオン窒化装置 一時間 一、三六〇円
- ・レーザー顕微鏡 一時間 七九〇円
- ・高品位マイクロスコープ 一時間 七〇円
- ・体圧分布測定装置 一時間 六五〇円
- ・恒温恒湿室 一時間 六九〇円
- ・人工気象室 一時間 一、九七〇円
- ・環境試験装置 一時間 三三〇円
- ・レーザー顕微鏡による試験 一試料一測定 八、七二〇円
- ・人工気象室による試験 二四時間 六三、七〇〇円

三 施行期日

公布の日（ただし、誘電特性評価システムは十一月一日）